

平成 29 年

第 14 回教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 29 年 第 14 回 (定例)・臨時委員会 議事録		
委 員 会 日 程		会 場
開会日時	平成 29 年 9 月 28 日 午前・(後) 1 時 30 分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4 階 大会議室
閉会日時	平成 29 年 9 月 28 日 午前・(後) 4 時 40 分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者	欠 席 委 員	議 事 録 署 名 委 員
教育長 渡邊 尚人		佐藤 辰夫
1 番委員 佐藤 辰夫		信田 恵子
2 番委員 仲川 正道		
3 番委員 中村 友子		
4 番委員 信田 恵子		
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 総務係主任 佐藤 若菜	社会教育課 課長 越前 範行 子ども若者課 課長補佐 鶴間 克己 園児支援係長 藤井 隆博 世界遺産推進課文化財室 文化財保護係長 大久保 省三	
傍 聴 人	有・(無)	有 の 場 合、別 紙 の と お り

報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり
-----------------------	-------------

会議で行った選挙の結果	
なし	
会議に付議した事件の題目	
議案第 45 号 佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について 議案第 46 号 佐渡市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 47 号 佐渡市博物館協議会委員の委嘱について <報告事項> 1 佐渡市文化財指定の適否について（諮問） 2 佐渡地区における義務教育諸学校教科用図書に採択方法の変更について 3 学校の諸問題について <その他> 次回定例会の開催日等	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無
有の場合、別紙のとおり	
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後 1 時 30 分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成 29 年第 14 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、佐藤委員と信田委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 2、議案第 45 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について」を議題といたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 45 号については、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願ひいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手。 ・ それでは、議案第 45 号を秘密会といたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【秘密会】 ・ それでは、これより採決といたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴間子ども若者課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 45 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分について」は、原案どおり可決されました。 ・ では次に、日程第 3、議案第 46 号「佐渡市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 佐渡市子ども若者課課長補佐の鶴間と申します。お願ひいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市子ども若者課園児支援係係長の藤井と申します。よろしくお願ひいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴間子ども若者課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、子ども若者課の方から佐渡市立幼稚園規則の一部改正についてご審議いただきたいと思ひます。詳細につきましては、係長の藤井より説明いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、規則改正についてご説明をいたします。 ・ これまで幼稚園規則の第 8 条では、入園願書を教育委員会に提出しなければならないということになっておりましたが、この入園願書の様式について、規則に定められていませんでした。それから、第 10 条の園児の住所等に変更があった場合ですけれども、この変更届についても、様式が定められていない状況でした。今回の変更については、この入園願書に当たる部分を 1 号認定申請書兼幼稚園入園願書というふうに改めまして、様式を規則に正式に定めたいということと、それから変更のあった場合についても、変更届ということで、様式をこちらの方に記載してこの様式を使いたいというこ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 藤井園児支援係長 ・ 仲川委員 ・ 藤井園児支援係長 ・ 仲川委員 ・ 藤井園児支援係長 ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 藤井園児支援係長 	<p>とで変更をさせていただきたいと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回のこの変更の背景についてなんですけれども、今年度から幼稚園の入園、退園の関係については、子ども若者課の方で担当窓口として業務を行っております。来年度の入園の申込みが11月に行われます。それに当たりまして、保育園の方も認定申請書と入園申込書の見直しを行いまして、あわせて幼稚園の方も様式はどうなっているかということで、見直しを検討させていただきました。その中で、やはり規則の方に載っていなかったものから、今回しっかり規則に載せて提出していただくというような形にしたいと思っております。保育園の方については、もう規則に載っていますので、保育園にあって幼稚園にないというのも、ちょっと統一感がないので、今回規則の方に載せさせていただきたいと思っております。 ・ 質疑はございますでしょうか。 ・ 子ども若者課の発足に伴って、これまで教育委員会で管轄をしていた幼稚園については、事務的なことは全て子ども若者課の方でと聞いていたのですが、この願書の差し出し先は教育委員会ということが法的にはいいのでしょうか、それとも佐渡市長宛ての方が。 ・ 教育委員会ということで定められていますので、ここは佐渡市長ということでちょっと変更はできない部分なので、こちらについては教育委員会ということで。 ・ 保育園は佐渡市長ですか、そうすると。 ・ はい、そうです。 ・ 保育園は佐渡市長で、幼稚園は教育委員会と分けたわけですね。 ・ はい。 ・ ほかにございますか。 ・ これは教育委員会なんですか。教育長じゃないんですか。 ・ 教育委員会です。 ・ ほかにございますか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件は原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第46号「佐渡市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ ありがとうございます。この後の予定について情報提供という形でご説明をさせていただきたいと思っております。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 ・ 藤井園児支援係長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今、幼稚園条例の方についても、少し見直しをしております、この後12月議会で、一部改正を提案したいと考えております。その前に教育委員会の方にはまた改めて諮らせていただきたいと思いますので、情報提供という形でお話しさせていただきました。 ・ それから、さわた幼稚園なんですけれども、現在満5歳児のみ受け入れております。それについても保護者の方から3歳児から受け入れられないかというような要望が出てきております。これについても、今受け入れられるかどうか検討を進めています。もしそういったことが可能ということであれば、また教育委員会に諮らせていただきたいと思いますので、お願いいたします。 ・ それから、最後に3点目ですが、さわた幼稚園とあいかわ幼稚園についてなんです、今午後3時半で終了になっております。保育園ですと、6時半までとか預かれるんですけども、幼稚園については3時半で終わりということで、保護者の方もこれについてももうちょっと預かってもらえないかという要望が出てきております。これについても6時半とか、時間ははっきりしないんですけども、もう少し保護者の方のニーズに合わせられるように預かり保育という形でできないかということで、検討を進めております。これについてははっきりしましたら教育委員会に諮らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 ・ 預かり保育が幼稚園で、延長保育が保育園ですね。 ・ はい、そうです。 ・ 次に、日程第4、議案第47号「佐渡市博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。 ・ 議案第47号については、人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。 ・ 挙手。 ・ それでは、議案第47号を秘密会といたします。 ・ 【秘密会】 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第47号「佐渡市博物館協議会委員の委嘱について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第5、報告事項1、佐渡市文化財指定の適否について（諮問）です。 ・ 事務局の説明を求めます。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・大久保文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、佐渡市役所世界遺産推進課文化財室の大久保でございます。これから大願寺山門について説明をさせていただきます。 ・ 大願寺山門の指定の理由なのですが、大願寺の山門は真野四日町にある大願寺の中門地として天明2年、1782年に建立されました。18世紀後半の建造物でありながら、中世の寺社建築に似た特徴をもち、カヤぶきの曲線と相まって美しい造形を見せております。後世に改築されている袖塀を除き、山門本体は改変が少なく、保存状態も良好であります。佐渡において建築年代が明確な薬医門形式をもっている山門は少なく、貴重な建造物であります。 ・ そこで、文化財室では市指定文化財として保護する必要がある建造物であるか、平成28年度より調査を進めてまいりました。これまでの経過としましては、平成28年度の第1回文化財保護審議会へ市指定候補物件として協議いたしました。その後、平成29年の7月10日に平成29年度第1回の文化財保護審議会にて現地調査を行っております。今後の予定としましては、平成29年の11月27日に第2回の文化財保護審議会にて諮問いたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 大久保文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、質疑等ございますでしょうか。 ・ もう一度審議委員会を開いて、そこで決定という意味になるんですね。 ・ そこで答申をしていただきたいと思いますと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 大久保文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山門の屋根の葺き替えというのは何年置きぐらいにしていますか。 ・ 今現在の屋根ですが、葺き替えたのはもう10年以上前です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 大久保文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡の材料を使っているのか、それとも取り寄せているのですか。 ・ この大願寺の山門につきましては、佐渡の職人さんが葺き替えを行っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 大久保文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料は向こうから。 ・ 材料も佐渡のカヤを使用しております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにございますか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、報告事項2、佐渡地区における義務教育諸学校教科用図書の採択方法の変更についてです。 ・ 事務局から説明を求めます。 ・ この件につきましても私も不勉強で、これまで佐渡市が1市になる前の方式でずっと管理主事の方が引き継ぎを受けて採択を続けてきたという経緯があります。渡邊教育長は新潟市にお勤めした関係もあり、新潟市が1市で採択をしているというようなことで、1市の採択方式についても大変精通しておられます。佐渡市も1市で採択しているのだからということで、改めて調査するよというということで、私の方で調査をしましたところ、今までの

方式が間違っていたわけではないのですが、本来であればそこまでしなくてよい手続を踏んで行っていたということもあります。今後、教科書の採択の
スリム化というか、正式な手続という形に戻したいという意味で、今回の変更
について報告をさせていただきます。

- 1番から、かいつまんで説明します。現状です。平成16年に佐渡市が誕生し、佐渡市は1市になりまして、佐渡市は新潟県全体の中でも第12地区
ということで、教科書採択地区が割り当てられ、12地区は佐渡市のみとなり
ました。
- 1枚めくっていただくと、裏面に別紙1とありまして、教科用採択地区
指定とあります。そこに一覧が載っています。一番下が12地区で佐渡市で
す。こうやって見ていただきますとおわかりのとおり、県内で1市採択のと
ころは実は新潟市と佐渡市のみということになっております。合併前は、新
潟市のみが1市採択地区で、それ以外のところはみんな複数の市町村で採択
していた関係で、今回の制度変更についても佐渡市の方もわからなかったと
いう事情があります。
- 戻ります。第12地区は佐渡市1市で割り当てられているため、本来であ
れば平成16年以降の義務教育諸学校教科用図書採択は、単独採択地区の方
法によって実施されるべきでした。しかし、これまでは合併前の10市町村
時代に行っていた共同採択地区による方式をとってきました。
- 別紙2をごらんください。そこに法律の抜粋があります。通称無償措置
法と言われる法律の抜粋ですが、第13条のところにそのような規定があり
ます。下線が引いてあるところが今回の変更に伴う条文に該当するところ
です。
- 4番です。採択地区が2以上の場合については、採択協議会を設置して
進めなければいけないという定めがあります。あわせて一番最後の別紙3を
ごらんください。こちらは、文部科学省のホームページの方に採択の仕組み
がわかりやすく図式されていたものをそのまま載せたものです。佐渡市の場合
は、この図で言いますと、単独採択地区ですので、この真ん中の方法で採
択すればよかったです。これまでは旧10か市町村の時代の慣例に従って、
一番右側にあります共同採択地区の方式をとっていたということです。です
ので、1市の採択になりますので、次の採択からはこの本来の採択方式に戻
すということで話を進めたいと思います。
- 一番最初の1ページ目に戻ります。3番、変更の内容ということですが、
今年度ちょうど採択がありましたので、皆様方も一通り経験していただきま
した。これまでは5月にまず教科用図書採択協議会なるものを立ち上げ、そ
この会議を1回開いた後、選定委員、調査委員に調査を委嘱して、さらに最
後にもう一度採択協議会の方で集まっていたいただいて協議をした上で教育委
員会の方に具申していただき、最終的に佐渡市教育委員会が採択という形に
なっていました。
- 今後変更後になりますと、この採択協議会そのものがなくなります

<p>・渡邊教育長 ・仲川委員</p> <p>・山田管理主 事</p> <p>・仲川委員 ・山田管理主 事</p> <p>・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長</p> <p>・委員全員 ・渡邊教育長</p> <p>・渡邊教育長 ・吉田学校教 育課長 ・渡邊教育長</p>	<p>ので、方法としましては、少し簡素化されます。まずは、いずれかの段階の教育委員会、4月になるか5月になるかということなんですけれども、ここでまずは教科用図書採択に関する日程等の説明、昨年までで言いますと、協議会で行っていた説明等を教育委員会の中で行うこととなります。そして、調査委員、選定委員の委嘱についての教育委員会をという形になります。そして、6月から7月にかけて選定委員、調査委員の方で調査研究をしていただきまして、その報告は、佐渡市教育委員会が受け、その後、佐渡市教育委員会の協議のもと、採択すべき教科用図書を決定することとなります。したがって、会議のメンバー、それから会議の回数等も少し変更になると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採択方法の変更については、以上です。 ・ 質疑ございましたらお願いします。 ・ 1点だけ確認させてください。別紙1ですが、これは平成22年の告示ですね。平成16年の佐渡市が誕生したときにも、この平成16年の告示が出たと解釈すればいいですか。 ・ 市町村の合併が佐渡市を皮切りにいろんな地区で新潟県やりましたので、その形に合わせて、その都度この告示が新しく出されているというふうになっています。 ・ 要するに出たわけだね、16年に。 ・ ちなみに情報提供ですけども、来年度は中学校の道徳の教科書採択に加えて、小学校の現学習指導要領への最後の採択です。採択しても2年間しか採択期間がないのですが、現在の小学校の教科書は来年度で4年目になります。来年度に小学校の全教科、国語から全部合わせると9教科あるんですけども、9教科の採択も同時に行わなければいけないということで、来年は小学校の9プラス中学校の道徳、合わせて10教科の採択ということになります。 ・ ほかにございませんか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項3、学校の諸問題について、報告事項3につきましては、児童生徒の個人情報にかかわる内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。 ・ 挙手 ・ それでは、報告事項3を秘密会といたします。 ・ 【秘密会】 ・ そのほか事務局から何かございますか。特にいいですか。 ・ はい。 ・ 委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。
--	---

